

## 大学院の課程を経ない者（論文博士）の学位授与の申請について

### 1 論文等のインターネット利用による公表

学位規則の改正により、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、その全文及び論文要旨をインターネットにより公表することが必要になりました。

詳細については、別紙を参照願います。

### 2 学位論文の提出により、博士（文学）の学位の授与を申請することのできる者

東北大学大学院文学研究科博士課程後期3年の課程を経る者のほか、次の各号の1に該当する者とします。

- (1) 大学院博士課程前期2年の課程（修士課程）修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (3) 本研究科委員会が前2号と同等の研究歴を有すると認定した者

### 3 学位の授与を申請した者についての論文審査及び学力の確認の方法

- (1) 論文の審査にあたっては、面接試験を行います。
- (2) 学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻分野の科目に関しては東北大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）がその都度定める科目について、外国語に関しては英語、ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから申請者が選択する2か国語について行います。

### 4 学位授与申請のための提出書類

- (1) 学位申請書（本学所定様式） 1部  
※学位申請書では博士論文1部、とっていますが、文学研究科内での審査のため下記部数を提出してください。
- (2) 博士論文 (※) 数部  
※予定される審査委員数の部数+文学研究科提出用1部を用意してください  
(規格及び表紙は下記参照)
- (3) 論文要旨 1部  
※A4判で作成してください（日本語の場合約2,000字、外国語の場合は約800語）
- (4) 論文要約 1部  
※A4判で作成してください（論文目次を含め、日本語の場合約10,000字、外国語の場合は約4,000語）
- (5) 論文目録（所定様式） 1部
- (6) 履歴書（所定様式） 1部  
※本学出身者以外は卒業証明書・在職期間の証明書等を添付してください
- (7) 戸籍抄本 1部
- (8) 審査手数料 150,000円又は75,000円  
※1件につき 150,000円とします。ただし、本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員、若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、75,000円となります。この場合は下記の「(10) 学位授与申請に係る申出書」を提出してください。

- (9) 紹介教員の届出（所定様式） 1部
- (10) 学位授与申請に係る申出書（該当者のみ） 1部
- (11) 論文要旨、論文要約及び博士論文全文の電子データ

※ファイル形式

- ・論文要旨 Word
- ・論文要約 } PDF
- ・博士論文全文 }

論文電子データ提出フォーム：<https://forms.gle/JryhKG7bWtemg9ek6>

- (12) 博士論文の全文複写に関する許諾書（所定様式） 1部

◎以下は、「やむを得ない理由」により、全文の公表を希望しない場合に提出してください

- (13) 博士学位論文要約登録依頼書（所定様式） 1部

※提出書類の氏名は学位記に記載される氏名となるので、戸籍抄本のとおりに入力してください。

5 博士論文について

- (1) 原則として申請者の原著論文です。共著の論文を博士論文とする場合は、共著者の「同意書（所定様式）」を添付してください。
- (2) ワードプロソフトで印字又はペン書きで浄書してください
- (3) ページ数については、特に指定しません。
- (4) 印刷用紙は、白無地を使用してください。
- (5) 規格及び表紙は下記のとおりとしてください。

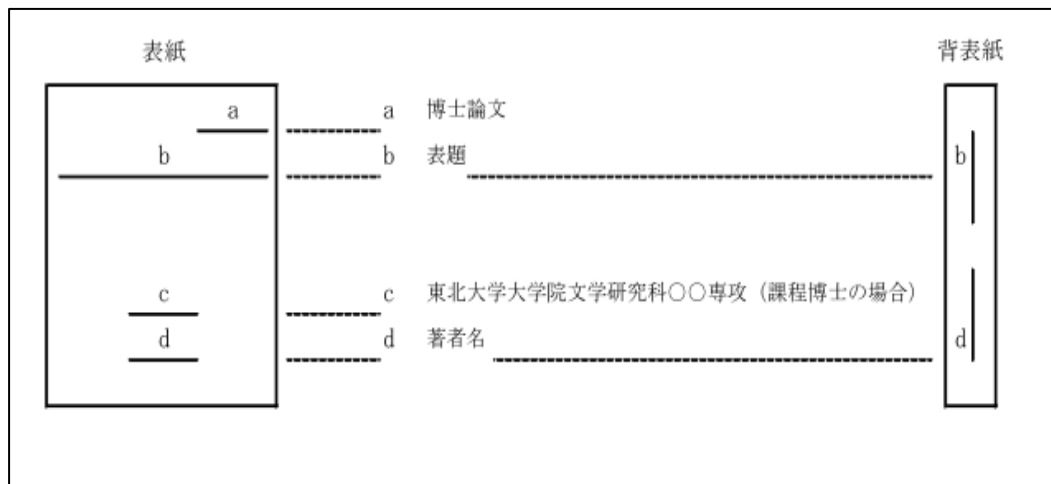
①A 4判縦書き又は横書き

②論文には必ず表紙をつけてください。表紙の表題は論文の内容を具体的かつ簡潔に示し、論文が**外国語**の場合は**外国語**で記載してください。

なお、**外国語**の場合は、表題の下に（ ）で日本語訳を付記してください。

③分割して各種の学術雑誌等に発表した論文を、単一の博士論文としてまとめる場合は、総合表紙をつけてください。

④様式（長期の保管に耐えるような製本で作成してください）。



6 申請から博士論文公表までのながれ

- (1) 申請書類の提出 → 書類の受理
- (2) 論文審査
  - ①審査会の結成
  - ②論文審査、最終試験
  - ③審査報告
- (3) 学位授与の議決
- (4) 学位の授与
- (5) 博士論文の公表（要旨3ヶ月以内、全文又は要約1年以内）

審査期間1年  
(受理日から起算)

## 7 留意事項

- (1) 申請の時期は、特に定めません。就職等の都合により、学位授与を希望する日時がある場合は、必ず教務係までご相談願います。
- (2) 「論文に関する面接試験」及び「学力の確認」のための試験日時等については、別に通知します。
- (3) 学位授与の申請は、本研究科の指導（紹介）教授の了承を経て行ってください。
- (4) 電子データは、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

## 博士論文を提出する方へ(論文博士)

### 1 博士論文はインターネットによる全文公表が義務付けられています。

今まで、博士学位を授与されてから原則1年以内に全文「印刷公表」が義務付けられていた博士論文ですが、学位規則の改正により、その公表方法が変更となり、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、その全文をインターネットにより公表することが必要になりました。ただし、「やむを得ない理由」があり、それが認められる場合には、その全文を要約したものを公表することも可能です。

### 2 提出された博士論文データは、東北大学機関リポジトリ (TOUR) に登録されます。

東北大学では、「インターネットによる公表」を附属図書館が導入している「東北大学機関リポジトリ (TOUR)」を利用して行います。皆さんから提出のあった博士論文は、「TOUR」を通じて国立国会図書館へデータ提供されることとなります。「全文の要約」を公表する場合は、そのデータが「TOUR」へ登録されます。

### 3 インターネット公表にあたり確認してください。

博士論文を提出するにあたっては、ご自身でインターネット公表に係る権利関係、例えば図書出版した際の著作権ポリシー (インターネット公表に対する方針) や特許出願手続き等を確認してください。

### 4 「やむを得ない理由」とは？

例えば、「出版刊行されている、もしくは出版刊行を予定している場合」、「著作権や個人情報に係る制約がある場合」、「学会等で口頭発表を予定している、あるいは学術誌等に既に掲載されているか掲載を予定している場合」、「インターネットによる公表の許可を得ることが困難な図像や図表等を含んでいる場合」その他が考えられます。

これらに該当すると考えられる時は、指導教員の下承のもと「博士学位論文要約登録依頼書」を提出し、所属部局長に許可された場合に、博士論文の全文の要約を公表することができます。

**注1** 「やむを得ない理由」により全文の要約を公表した場合、その理由が解消された際には博士論文の「全文」を公表する必要があります。その公表の時期に関しては、「博士学位論文要約登録依頼書」の「公表の時期」欄の該当する項目に記入してください。

**注2** 「全文の要約」を TOUR に登録して公表した場合でも、博士論文の「全文」は国立国会図書館へ提出しなければいけません。その際の提出方法は文学研究科の担当窓口へお問い合わせ下さい。